

## 反社会的勢力に対する基本方針

スーパーファンド・ジャパン株式会社

平成28年7月

### 反社会的勢力に対する基本方針

スーパーファンド・ジャパン株式会社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と安全性の確保に努めます。

#### (1) 組織としての対応

当社は、反社会的勢力に対しては、行動規範・社内規程等に明文の根拠を設け、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

#### (2) 外部専門機関との連携

当社は、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築することに努めます。

#### (3) 取引を含めた一切の関係遮断

当社は、反社会的勢力との取引または反社会的勢力の疑いのある取引が判明した場合には、直ちに契約等の解消または契約等の解消に向けた措置を講じ、反社会的勢力の排除、一切の関係遮断に努めます。

#### (4) 有事における民事と刑事の法的対応

当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶し、有事の際には、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

#### (5) 取引や資金提供の禁止

当社は、反社会的勢力との裏取引、資金提供、不適切な取引など、不当な取引は一切行いません。

平成28年7月

スーパーファンド・ジャパン株式会社

平成26年12月1日 改定

平成28年7月1日 改定